

長浜市訓令第 27 号

長浜市包括的行政事務委託業務プロポーザル選定委員会設置規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 3 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市包括的行政事務委託業務プロポーザル選定委員会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長浜市包括的行政事務委託業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、プロポーザル方式により、本業務の履行に最も適した事業者の候補者（以下「候補者」という。）を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市包括的行政事務委託業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「プロポーザル方式」とは、委託する業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画・技術提案書の提出を受け、候補者を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（第 5 条の委員長をいう。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 4 人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 未来創造部次長
- (2) 未来創造部政策デザイン課長代理
- (3) 市民生活部環境保全課長代理
- (4) 健康福祉部健康推進課長代理

3 委員の任期は、任命の日から本業務の契約の締結の日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は未来創造部政策デザイン課長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、未来創造部政策デザイン課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年4月3日から施行し、本業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。